

地方創生移住支援事業

○地方へのUIターンによる就業・起業者等の創出を通じ、中小企業や農林水産業等の地域の担い手の確保等を支援。



<資金の流れ>

国から都道府県に交付金を交付し、移住者には市町村から支援金を支給。



事業概要

東京23区に在住又は通勤の方が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合に、移住支援金を支給。

対象者

- ・移住前の10年間で通算5年以上かつ直近1年以上、東京23区内に在住又は東京圏（条件不利地域を除く）から23区へ通勤している者

地方へ移住

移住先

- ・東京圏外又は東京圏のうち条件不利地域の市町村に移住し、地域の担い手等として、
 - ① **地域の中小企業**※³や**農林水産業**等への就業
 - ② 地域課題の解決を目的とした**起業**※⁴
 - ③ テレワークにより移住前の業務を**継続**※⁵等を実施

※³ 都道府県のマッチングサイトに掲載された対象求人等へ就業する必要がある

※⁴ 別途、地方創生起業支援事業の交付決定を1年以内に受けている場合

※⁵ 移住先の自治体が本事業を実施していることが必要であり、③は自治体の任意

移住支援金を申請

受給

- ・移住して就業等ののち、移住先の市町村へ申請し、市町村より移住者に移住支援金を支給

※¹ 東京圏：東京、埼玉、千葉、神奈川（条件不利地域※²を除く）

※² 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）等